

秋多都市計画区域区分の変更（東京都決定）（案）

秋多都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
計画図表示のとおり

理由 開発行為による基盤整備をおおむね3年以内に着手することが確実な区域で、当該事業に関する都市計画が市街化区域と市街化調整区域との区分の変更と同時に定められる区域について、市街化区域に編入する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積
あきる野市上代 継字遠野喜場及 び字豊原並びに 下代継字遠野木 場及び字豊原各 地内	市街化調整区域	市街化区域	約 10.4ha

(参考)

人口フレーム (千人)

区分 \ 年次	2015年	2030年
都市計画区域内人口	98	おおむね 100
市街化区域内人口	84	おおむね 87

(注) 2030年における市街化区域内人口は、保留フレームに対応する人口を含むものとする。